

相続・遺言 無料セミナー

10/17(木)

「さよなら」を「ありがとう」で迎えるためにラジオ日本「お金の悩み 110 番」でおなじみ、創業 38 年の信頼と実績の星野合同事務所がお送りします。



遺言なんて自分には関係ない、そう思っていませんか？相続にまつわる「争族」の現状と遺言の書き方についてわかりやすくお話しします。ほんの少しの知識と行動があなたの悩みを解決へと導きます。一人でも多くの方に「さよなら」を「ありがとう」で迎えていただく、それが私たちの使命です。是非、ご家族揃ってお越し下さい。

日時 10月17日(木) 13:30～15:00
セミナー後、個別相談あり ～16:30

会場 **市川市文化会館**
(住所) 市川市大和田 1-1-5 3階第4会議室
(アクセス) 総武線本八幡駅南口より徒歩 10分

内容 第1部 相続のおはなし
第2部 幸せを呼ぶ遺言書

講師 司法書士・行政書士 星野 大記(ほしの ひろき)

定員 30名 **申込** 0120-964-395 さないまで
(先着順)



子供がいないため私の財産は全て妻が相続するものと思っていたが、そうとは限らないらしい。

再婚しているため私の死後に、前妻との間の子と後妻との間の子が遺産をめぐる争わなにか心配だ。

障害のある子どものことを考えて今のうちに備えておけることはないだろうか？

将来の福祉施設の選択や財産の管理を、信頼できる娘に任せたいのだけれど…。

私の死後、かわいいペットはどうなるのだろうか？

もしガンを宣告されたら尊厳死を選択したいが、医師や家族は私の意思を尊重してくれるだろうか。

孫や老後の面倒をみてくれたお嫁さんに財産を残すには遺言が必要と聞いたのだけれど。

事業をしているが株式や事業用資産が相続によって共有にならないよう遺言を書いた方がいいって本当だろうか？

▼ 9/19 茨城県水戸市にて大好評につき市川で開催します!!



お問い合わせは、フリーダイヤル

0120-964-395 真井(さない)まで

司法書士法人・行政書士法人 星野合同事務所

〒103-0021

東京都中央区日本橋本石町3丁目1番2号ダヴィンチ新常盤橋2階